

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕新旧対照表

現行			改定後		
【金融検査マニュアル及び検証ポイント】			【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		
(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント	(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証		項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
(略)	(略)	<p>5. 貸出条件緩和債権 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準 貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4-9-4-3(2), ③, ハ(注))において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記(1)イ.及びロ.に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。</p> <p>イ. 債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画等収支計画表等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえ信用リスクを勧案する。</p> <p>ロ. 株式会社整理回収機構が策定した再生計画についても、中小企業再生支援協議</p>	(略)	(略)	<p>5. 貸出条件緩和債権 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準 貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4-9-4-3(2), ③, ハ(注))において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記(1)イ.及びロ.に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。</p> <p>イ. 債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画等収支計画表等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえ信用リスクを勧案する。</p> <p>ロ. 株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画についても、中小企業再生支援</p>

現行			改定後		
		<p>会が策定支援した再生計画と、原則として同様に扱う。</p>			<p>協議会が策定支援した再生計画と、原則として同様に扱う。</p> <p>また、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針Ⅱ－3において、金融機関が債務者に対して貸付けの条件の変更等を行う場合であって、当該債務者が経営再建計画を策定しているとき（他の金融機関（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条第4項第1号に規定する日本政策金融公庫その他これらに類する者として主務省令で定めるものを含む。）が行う貸付けの条件の変更等に伴って当該債務者が経営再建計画を策定しているとき及び信用保証協会による条件変更対応保証の付与又は既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営再建計画を策定しているときを含む。）は、当該計画が中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－9－4－3（2）③ハ、（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付けの条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないとされていることに留意する。</p>
		<p>ハ、その進捗状況が概ね1年以上順調に進捗している場合には、その計画は実現可</p>			<p>ハ、その進捗状況が概ね1年以上順調に進捗している場合には、その計画は実現可</p>

現行			改定後		
		<p>能性の高い計画であると判断して差し支えない。</p>			<p>能性の高い計画であると判断して差し支えない。</p> <p>二. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅲ-4-9-4-3（2）、③、ハ）において、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えないとされていることに留意する。</p> <p>なお、「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</p> <p>ホ. 中小・零細企業等の場合、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」（別表1）1.（3）③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画（債務者が経営</p>
		<p>三. 中小・零細企業等の場合、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」（別表1）1.（3）③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画（以下「合理的</p>			

現行			改定後		
		<p>かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。)が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とは取り扱わない。また、経営改善計画の検証にあたっては、上記3. 経営改善計画を踏まえて検討する必要がある。</p> <p>(注) 貸出条件緩和債権については主要行等向けの総合的な監督指針(Ⅲ-3-2-4-3(2), ③)にも記載有り。保険会社の貸付条件緩和債権については保険会社向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-17-3(2), ③)に記載有り。</p>			<p>改善計画を策定していない場合には、債務者の実態に即して金融機関が作成した資料を含む。以下「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。)が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。また、今後の資産売却予定や諸経費の削減予定等がなくても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しないことに留意する必要がある。</p> <p>ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とは取り扱わない。また、経営改善計画の検証にあたっては、上記3. 経営改善計画を踏まえて検討する必要がある。</p> <p>(注) 貸出条件緩和債権については主要行等向けの総合的な監督指針(Ⅲ-3-2-4-3(2), ③)にも記載有り。保険会社の貸付条件緩和債権については保険会社向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-16-3(2), ③)に記載有り。</p>